## ハンガリーの EU 加盟と年金制度改革

R. I. ガール 佐藤 嘉寿子

#### ■ 要約

ハンガリーの年金改革は、世界銀行の政策関与と強力な支援の下に進められ、移行初期における EU の影響は決して大きくなかったが、新規加盟後、EU の年金政策分野における影響力は明らかに強まっている。本稿では、EU 加盟実現後にハンガリーが歩んだ年金制度改革の経緯と現行制度の内容を踏まえつつ、同国の年金制度に及ぼす EU の直接的かつ間接的影響を、経済政策面と社会政策面から検証している。ハンガリーは、1998 年に公的年金制度の一部として積立型年金を導入したという点で、EU 加盟国の中でも先進的な国であり、EU の年金戦略が基本原則に掲げる年金の「十分性」と「維持可能性」の両立を実現するために、今後も引き続き、容易ならざる政策的課題への対応を迫られている。

## ■ キーワード

ハンガリー年金制度、EU 年金戦略、積立型年金、経済通貨同盟、公開調整手法

## T. はじめに

2004年5月、ハンガリーは、欧州連合(EU)への 正式加盟によって念願の欧州回帰を果たしたが、 同国は、それに先駆けて自国年金制度の抜本的な 改革に着手し、1998年にはいわゆる「三本柱の年 金制度」(Three Pillar Pension System) を導入して いる。新年金制度の第一の柱は、賦課型年金(Pav-As-You-Go Pension Scheme)、第二の柱は、強制 加入型個人積立年金 (Mandatory Private Pension Scheme)であり、公的年金制度は、この二つの混 合型システムとして成り立っている。そして、公的 年金を制度的に補完する存在が、第三の柱である任 意加入型個人積立年金(Voluntary Private Pension Scheme) となっている。この 1998 年新年金制度導 入前のハンガリーの公的年金制度は、社会主義時 代の制度を継承した賦課型年金であったため、新 年金制度において積立型という新しい財政方式の 導入が実現したことは、当時大いに注目された。

ハンガリー政府は、世界銀行の多大なる影響下 で、上述した新年金制度の導入準備を進める一方、 1991年にマーストリヒト欧州理事会で欧州協定が 締結され、1993年に加盟申請国が果たすべき基本 条件を定めた「コペンハーゲン基準」

「が欧州理事会 によって採択されたことを受け、その翌 1994 年に 加盟申請を行い、周知の通り、様々な紆余曲折は あったものの、その約10年後の2004年5月に EU への新規加盟を実現させている<sup>2)</sup>。そして、加 盟後は、EU との経済統合をより一層推進する次の 重要政策課題である経済・通貨同盟への参加要件 を満たすために、財政赤字の大幅な縮小を試みて いる。こうした動きと同時に、ハンガリーの年金制 度は、年金分野における EU 戦略の対象となった。 この結果、同国は、EU 体制内での持続可能な年 金制度の構築と運用の実現に向けて、経済政策面 と社会政策面の双方から EU の強い政策的影響を

受けており、それは、1998年に導入した年金制度の更なる改革の必要性を迫っていると論じられている。そこで本稿では、EU 加盟がハンガリーの年金制度に及ぼす政治的・経済政策的影響に関して、次の手順で考察を進める。すなわち、第Ⅱ節では、EU 年金戦略の形成過程と基本内容を、経済政策面と社会政策面の双方から検討する。第Ⅲ節では、ハンガリー年金制度改革プロセスと現行制度の内容を概観し、続く第Ⅳ節で EU 加盟後の政策的影響を考察する。第Ⅴ節では、現行年金制度の問題点と今後果たすべき政策課題を論じる。そして第Ⅵ節で、本稿の考察結果の要約と筆者らの結論を述べる。

## Ⅱ. EU の年金戦略

本来、EU内に単一の年金制度が存在しているわけではない。したがって、我が国と共に少子高齢化時代を迎えた欧州にとって、年金改革は非常に重要な政策課題の一つではあるものの、その論議は各加盟国レベルの事項であって、欧州理事会や欧州委員会を含む EU レベルではほとんど俎上に上がらなかった。その年金改革が政策テーマとして EU の政策メニューに現れるようになったのは、1990 年代もようやく後半に入ってからであった。

それは、社会政策面というよりも、むしろ経済 政策面での必要から生じた。EUでは、加盟各国 に対して「補完性原則」(principle of subsidiarity)が 適用されている。これは、EUと加盟国が共同で政 策を立案するに際して、可能な限りEUよりもより 下位の行政レベル(すなわち、国家、州(県)、市町村) に政策権限の委譲を図り、国家レベルを超えた規 模の経済や著しい外部性が存在する場合に限り EUが一定の関与を行うという原則である(田中 (2006)、62 頁)。したがって、EU各加盟国におい て、その歴史も内容も異なる年金制度の設計は、 各国政府がその政策権限を掌握していたため、EU レベルでは永らく政策論議の中心にはならなかっ たのである。しかし、加盟国間の通貨統合が進行し、 いまや単一通貨ユーロが導入されるに至って、EU レベルでの政策協調を図る必要とその範囲は著し く拡大したのである。

1997年6月、アムステルダム欧州理事会は、経 済・通貨 同盟(Economic and Monetary Union: EMU)参加国の財政赤字対 GDP 比 3%以内及び債 務残高 GDP 比 60%以内の維持を打ち出した財政 政策の基本規定を含む「安定成長協定 |を採択した。 そして、加盟国間の経済及び財政政策協調の制度 的枠組みとして、いわゆる公開調整手法(Open Method of Coordination)を導入した。この手法に より、EMU 参加国は目標実現に向けて「安定プロ グラム」を、非参加国は「収斂プログラム」を毎年欧 州委員会に提出し、経済・財務省理事会の検査を 受ける。仮にある加盟国が規定を逸脱した場合は、 マーストリヒト条約規定第104c条に基づいて、当 該加盟国に対して過剰赤字財政是正手続きが適用 され、制裁措置が科される。年金制度は、その各 国財政における存在感の大きさを鑑みれば、おの ずと EMU を健全に機能させるために政策協調の 対象とならざるを得ない。こうした観点から、多く の EU 加盟国において、その財政当局は、上述し た[安定成長協定]からの逸脱を回避するためにも、 年金制度の財政負担を軽減せざるを得なくなって いるのである。

他方、社会政策面から年金制度の「維持可能性」が明確な議題として取り上げられ、EU 年金戦略の本格論議がスタートしたのは、2000年3月のリスボン欧州理事会においてであった。欧州では、若年層を中心に高い失業率が続いていたことから<sup>3)</sup>、高齢者層の早期引退によって失業問題を解決するという政策措置が取られた。しかし、将来の急速な少子高齢化が見込まれることもあり、1997年11月のルクセンブルク欧州理事会で採択された「欧州

雇用戦略」<sup>4)</sup>においては、こうした措置による失業率の引下げよりも、むしろ労働者全体の就業率の引上げが目標になった。その後、2000年3月のリスボン欧州理事会では「リスボン戦略」の一部として雇用政策が重要課題に取り上げられ、就業率の数値目標が設定された<sup>5)</sup>。こうした文脈の中で、持続可能な年金制度の構築も重要な政策課題に取り上げられ、同分野においても先述した公開調整手法が導入されたのである<sup>6)</sup>。この公開調整手法とは、①EUレベルのガイドラインの作成、②この共通ガイドラインに沿った加盟国による国内政策の立案・実施・報告、及び③EUによる政策実施状況の定期的な評価、という段階を経て、EUの戦略目標に向けた政策実行プロセスの収斂を図る方法である<sup>7)</sup>。

2001年12月、ラーケン欧州理事会は、社会保護委員会・経済政策委員会合同報告書に盛り込まれた政策勧告に基づいて、「年金分野の包括的な共通目標及び作業手段」と名付けられた基本3原則と11項目の共通目標を承認した(Council of the European Union(2001)、pp.6-7)<sup>8)</sup>。基本3原則は、以下の通りである。

- (1)加盟各国は、社会的諸目的に対応可能な年金制度を保障すべきである(年金の十分性)。
- (2)加盟各国は、適切な政策の組合せを含め、年金 制度を健全な財政基盤の上に構築する多面的な 戦略を追求すべきである(年金財政の維持可能 性)。
- (3)加盟各国は、経済、社会及び個人の変化するニーズに対応した年金制度の近代化を図るべきである(年金制度の近代化)。

なお、社会保護委員会と経済政策委員会の合同報告書は、先に触れた「補完性原則」を所与の前提としながらも、加盟国に対して一定の改革措置の実施を強く求めている。この事実は、年金制度改革が、いまや加盟国レベルの政策課題に止まらず、EUレベルの戦略的政策目標に「格上げ」されたこと

を強く示唆している。

EUでは、通貨同盟を健全に機能させる一方で、 知識社会への移行を強力に推進しつつ社会的疎外 や貧困の解消のため能動的な社会福祉政策をも追 求するという連帯性重視の「欧州社会モデル |を形 成させることが大きなテーマになっている。以上の 議論を踏まえて、EUの年金戦略をやや大胆に総 括すれば、経済政策面では各国年金制度の「維持 可能性」に力点が置かれている半面、一方の社会政 策面では、就業率向上を目標にする雇用政策がと られながらも、年金制度を通じた社会的連帯がよ り重視されていると考えられる。しかしながら、財 政赤字対 GDP 比 3%以内の堅持に象徴される加盟 国財政の持続可能性に関する経済政策面の基本原 則と、加盟各国における年金制度の相違や「補完性 原則」を前提とする社会政策面の政策原理の間に生 じる矛盾が EU の年金戦略に内在している限り、 ハンガリーを含む各加盟国の政策的意思決定プロ セスの現実においては、EU年金戦略基本原則の 一つである「年金の十分性」(すなわち、高齢者の生 活維持に十分な所得保障)と「年金制度の維持可能 性」(すなわち、年金の財政的負担の軽減)のバラン スをいかに取るかが、実際的な問題になる(田中 (2007)、201 頁)。EU 加盟後のハンガリー年金制 度に及ぼす影響が、この観点から考察されなけれ ばならない所以である。

## Ⅲ. ハンガリー年金制度改革の経緯と 現行制度の内容

さて、本稿冒頭でも述べた通り、1998年に導入された年金制度は、社会主義時代の制度を継承した賦課型年金に、強制加入型及び任意加入型の個人積立年金を加えた三本柱の年金制度である。ここでは、強制加入型個人積立年金が公的年金の第二の柱として導入され、賦課型年金と強制加入型個人積立年金の混合型として公的年金制度が再編

成された点に注目が集まった。

1998年年金制度改革が必要とされた主因として、 以下の3点が挙げられる(佐藤(2003)、Simonovits (2008) 及び Iwasaki and Sato (2008))。第1は、ハ ンガリー年金制度の高い制度依存率(被保険者に対 する年金受給者の比率)である。これは、体制転換 直後の1990年代前半、労働市場における労働力 調整手段として早期引退と障害年金が利用された ことに起因する。このことが、第2の要因である年 金基金収支の著しい不均衡をもたらした。第3の 要因は、大規模な対外累積債務の存在である。こ れらの問題を一挙に解決するため、ハンガリー政 府は、世界銀行の政策勧告や技術的・資金的援助 を受けつつ、財務省、厚生省、年金保険基金(Pension Insurance Fund) 及び労働組合全国連合との政治的 論争を経て達成された改革案に基づいて制度改革 の準備作業を進めた。この結果、三本柱年金制度 が1997年に法制化され、1998年1月に施行され たのである<sup>9)</sup>。

1998年公的年金制度の概要は、次の通りである。 第一の柱である賦課型年金は、1998年以前から制 度変更が行われていた。その主な内容は以下 4点 である。第1に、法定引退年齢(男性60歳、女性 55歳)が男女共に段階的に62歳にまで引き上げら れることが<sup>10)</sup>、1996年に法制化され、実行された。 第2に、2001年までに年金受給開始後年金が純賃 金スライド制からスイス型スライド制(物価指数 50%及び賃金指数50%の組合せによるスライド制) へと移行した11)。第3に、粗賃金に基づく年金受 給開始時年金額の新算定方式が導入され、年金給 付確定率 (accrual rate) の一律化が 2013 年に予定 された。そして第4に、最低及び部分年金の受給 決定に対して、ミーンズテスト(資産調査)が導入さ れた。注目された第二の柱は強制加入型個人積立 年金であり、年金制度の民営化として国民の議論 を呼んだ。この制度では、個人の年金保険料の一 部が非営利団体である私的年金基金(Private Pension Funds) に拠出され、基金の運用収益を加算した年金資産が個人口座に形成される。私的年金基金と基金の年金資産の運営及び管理を行うのは金融機関監督庁 (Financial Supervisory Authority) の監督下にある民間金融機関である。保険加入者の積立額が規定の最低限度額を下回った場合に備えて年金基金保証基金 (Guarantee Fund) が設定されているが、この基金の資産に不足が生じた場合、政府がその不足分を補う。

公的年金制度は賦課型と積立型の混合型である が、年金保険の新規加入に際して第二の柱である 強制加入型個人積立年金のみを選択することはで きない。新制度導入時、既加入者に対して賦課型 及び賦課型と積立型の混合型の選択が任意であっ たが、労働市場新規参入者に対しては混合型の選 択が義務付けられた。その後の政権交代により、 混合型の選択は任意となったが、翌年再度義務付 けられている<sup>12)</sup>。年金保険料率は、表1に見られ る通り、頻繁に変更が行われ、2008年にはその合 計が新制度導入以来最も高い率になっている。保 険料率にも示されているように、現在のハンガリー の公的年金制度では、賦課型年金が大部分を占め ている。しかし、新制度に積立型年金を導入した ことによって混合型加入者の保険料の一部が私的 年金基金に積立てられ、従来の年金支払いを持続 させるためには公的年金保険料収入の減少分を国 家財政が補填しなければならなくなった。すなわち、 現在の財政赤字の誘因ともいえる移行のコストが 生じたのである。

公的年金制度の民営化を推進していた世界銀行は、その政策活動の一環としてハンガリーの年金制度改革に深く関与し、改革案の提示、制度運営の技術協力及び資金援助を行った。ハンガリー政府は、資本主義市場経済への抜本的な体制転換を進めるに際して、IMFや世界銀行から多額の金融支援を受けており、世界銀行の政策勧告は無視し難いものであった <sup>13)</sup>。また、新興成長国としての

表1 年金保険料率の変遷

(粗賃金= 100)

	百田北	₩ <b>=</b> □ ₹.	<b>∧</b> ⇒I.	混合方式を選択した 被雇用者の保険料率		
	雇用者	被雇用者	合計	賦課型年金	強制加入型 個人積立年金	
1998 年	24.0	7.0	31.0	1.0	6.0	
1999 年	22.0	8.0	30.0	2.0	6.0	
2000年	22.0	8.0	30.0	2.0	6.0	
2001 年	20.0	8.0	28.0	2.0	6.0	
2002年	18.0	8.0	26.0	2.0	6.0	
2003年	18.0	8.5	26.5	1.5	7.0	
2004 年	18.0	8.5	26.5	0.5	8.0	
2005 年	18.0	8.5	26.5	0.5	8.0	
2006年	18.0	8.5	26.5	0.5	8.0	
2007年	21.0	8.5	29.5	0.5	8.0	
2008年	24.0	9.5	33.5	1.5	8.0	

出所: Augusztinovics et al. (2002, p. 50) を加筆・修正.

国際的評価を得るためにも、経済安定化につながる財政赤字の削減は急務の問題であり、積立型年金制度導入による自国資本市場の活性化という政策的思惑とも相まって、年金制度改革は回避できない課題であった。こうしてハンガリー政府は、国内の政治情勢をも踏まえた上で、世界銀行が提唱した「三本柱の年金制度」の理念 14) を部分的に反映した、混合型公的年金として積立型年金を導入したのである。

## Ⅳ. ハンガリーの EU 加盟と 年金制度への影響

ハンガリーは、EUへの加盟準備をする傍ら、独自に三本柱年金制度を導入したわけであるが、年金制度改革に対する世界銀行の強い政策関与とは対照的に、EUの直接的な支援はほとんどなかったといえよう。ハンガリーへのIMF及び世界銀行を中心とする国際金融機関の融資に対応するEU支援策としては、体制転換後の民主化・経済再建支援であるファーレ・プログラム(PHARE – Program: Poland and Hungary Action for the Restructuring

of the Economy) があった。ただし、この支援プログラムは、機構整備、法整備等の制度設計と地域社会開発、産業再編・中小企業育成等に係るものであり(岩城(2007)、85頁)、世界銀行のように年金制度の設計を直接支援するものではなかった。

しかし、EU 加盟後、ハンガリーの年金制度は、 第Ⅱ節で論じた経緯もあって、世界銀行よりもむし ろ EU からの政策的影響をより強く受けるように なった。事実、EMU 加盟の早期実現に向けて、ハ ンガリー政府から EU に [収斂プログラム | が提出 され、これに対して欧州理事会や欧州委員会から 政策提言がなされるようになったが、このことは、 財政赤字の軽減問題を通じて、EU側が、経済政 策面からハンガリーの年金制度のあり方に意見す る公的なチャネルを開いたに等しい。他方、社会 政策面においても、ハンガリー政府から2005年に 「十分かつ持続可能な年金に関する国家戦略報告 書」が、そして2007年には「社会保護及び社会的 包摂(social inclusion)に関する国家戦略報告書 |が EU に提出され、これに対して欧州理事会と欧州委 員会の「社会保護及び社会的包摂に関する合同報 告」が取りまとめられるという一連のサイクルが確立している。すなわち、経済・社会政策の両サイドで、先述した「公開調整手法」に基づくEUとハンガリー政府との政策調整プロセスが着々と進行しているのである。

新規加盟国としてのハンガリーの優先的政策課題はEMU参加である。しかし、表2に示されているように、同国の一般政府財政赤字は、2001年から2007年にかけてGDP比で各年-4.0%、-8.9%、-7.2%、-6.5%、-7.8%、-9.2%、-5.5%となっており、年金支出、年金財政赤字は、ともに増加傾向にある。EMU参加に必要な収斂基準は依然として満たされていない。したがって、財政赤字縮小の達成という経済政策面からのEUの政治的圧力が、より一層迅速な年金制度改革をハンガリー政府に迫っている可能性は、容易に想像し得る。以下では、EUとハンガリー政府の公式文書から、ハンガリーの年金制度をめぐって、どのような議論が巻き起こっているのかを具体的に見てみる<sup>15)</sup>。

一方の経済政策面では、ハンガリー政府が EU 加盟後に提出した収斂プログラムに対して、欧州 理事会は、同国の年金政策を評価しつつも、引き 続き財政赤字の縮小に努めるよう要請している。これに対してハンガリー政府は、2006 年から 2007 年にかけて以下の制度変更により対処している。まず、2006 年には、段階的な早期引退年齢引上げ 及び早期引退後受給年金額の縮小、早期引退後の

労働認可と年金受給の延期、年金受給者が労働し た場合の保険料支払いと受給年金額の引上げ、年 金受給時年金の7~8%引下げに関して、同年11 月27日に国会採択が行われた。また2007年には、 男性の早期引退年齢引下げに対して段階的措置を 取らないとする修正、早期引退後受給年金額の縮 小率を引上げる修正が国会で採択されている。更 に翌2008年には、雇用者の年金保険料率の3%引 上げも実施された。同国の政府当局は、これらの 措置により 2050 年までに約 1.6%の支出削減が見 込めるが、今後賦課型年金受給者の増加が予想さ れるため、更なる対策が必要だとしている。これら ハンガリー政府の政策措置に対して、欧州理事会 は、財政の「維持可能性」に関しては依然として高 リスクの状態にあるとした上で、ハンガリー政府に 対して長期よりも中期的目標を達成すべく迅速か つ更なる改革を持続するよう求めている。

他方の社会政策面では、ハンガリー政府から2005年と2006年に提出された国家戦略報告書に対して、EUから合同報告書が発表された。ハンガリーの両報告書は、既述したEU年金戦略の3原則と11の共通目標に沿う形で、年金制度に対する措置とその効果を述べている。例えば、2005年の報告書では、年金受給者に対する十分な所得保障の重要性を述べた上で、1998年に導入された年金制度改革が最終的に完了するのは2013年、積立型年金の受給が開始されるのは2030年以降で

表2 年金財政に関する動向

対 GDP 比, 単位:%

	2001年	2002年	2003年	2004 年	2005年	2006年	2007年
一般政府赤字	- 4.0	- 8.9	- 7.2	- 6.5	- 7.8	- 9.2	- 5.5
年金給付支出	8.6	9.2	9.1	9.3	9.8	10.0	_
年金保険収支赤字	- 1.0	- 1.7	- 1.5	- 1.9	- 2.3	- 2.5	_

出所:一般政府赤字はハンガリー財務省〈http://www2.pm.gov.hu/web/home.nsf/frames/english〉のデータに基づく. 年金給付支出はONYF(2007), 年金保険収支はハンガリー財務省とONYFの数値に基づいている.

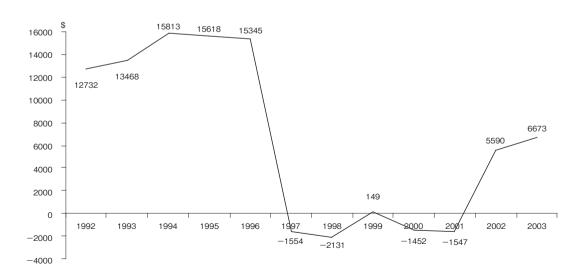
あり、現在はその移行の過渡期にあるとしている。 また、2006年の報告書では、前年の報告内容を踏 まえて、その後改訂されたリスボン戦略に沿って 新たな変更点を追加している。他方、早期引退の 制度変更については詳細な記載があるものの、収 斂報告書にあるような年金財政に係る変更点につ いては述べられていない。これらハンガリー政府 が提出した報告書に対する 2007 年の EU 合同報 告書は、2006年の合同報告書の内容と共通する部 分が多く、同国の年金制度による農業従事者を含 む国民の十分な捕捉、老齢者就業率の上昇を認識 し、制度改革の途上であることによる移行コストの 発生、早期引退制限の必要性に言及している。さ らに、合同報告書は、年金制度改革による年金保 険料と受給額のリンクが強化されたため、失業者、 保険料拠出期間が不十分な労働者及び低賃金の保 険料拠出者の将来年金が「十分性」の観点から問題 になるであろうと指摘している。

以上の通り、経済政策面と社会政策面で、EU 側の政策スタンスには明らかな相違がある。欧州 における年金制度のあり方について、EU内は決し て一枚板ではないのである。ハンガリー政府が、 EUからの矛盾を孕んだ、しかし年々高まる政策圧力に苦慮している姿が、これらの事実関係からも 浮かび上がってくる。

# V. EU 加盟後のハンガリー年金制度の問題点と今後の政策課題

ハンガリーの 1998 年年金制度改革は、いわば政治的妥協によって不完全なものになり、改革議論開始当初の内容がすべて網羅されたわけではなく、実施された制度改革はオリジナルの計画からかなり逸脱したものであったが、この改革によって制度の長期的「維持可能性」はかなり回復した(Gál (2001、2003)、Rocha (2002)及び Orbán (2006))。ただし、年金関連の法律は、新制度導入以来何度も修正されており<sup>16)</sup>、頻繁な法律の修正は、年金財政の安定性を損ない、1998 年の年金制度改革を大いに変容させているのである。

図1は、1992年から2003年にかけて、各年の 年金制度の時系列を示している。世代間不均衡は

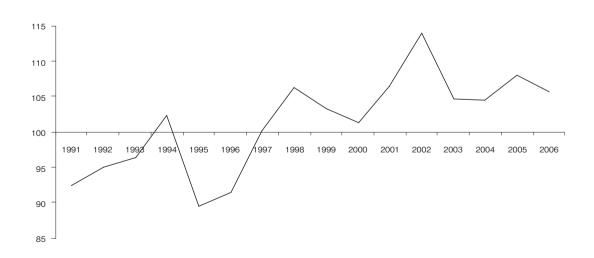


出所: Gál and Tarcali(2008, P.150)

図1 ハンガリー年金制度(1992-2003)における世代間不均衡の時系列(単位:ドル)

世代会計 (generational accounting) による主要な指 標であり、制度の長期的な「維持可能性」を測定す るものである17)。この世代会計とは、新生児コホー トには、生涯を通じた現在の保険料年齢プロファ イルのような純保険料年齢 (age-profile) プロファイ ルがあり、他方将来世代には、蓄積する債務への 支払いがあると仮定して、新生児コホートと将来 世代の生涯の純保険料を比較するものである 18)。 図1によると、実際には、1998年の年金制度改革 によって将来の負債が縮小している。そして、将 来世代の会計がゼロに近くなり、新世代コホートの 会計は、現在生存する世代の負債を示す将来世代 の会計よりも高くなっている。世代間不均衡は、 1992 年の約 12.700 ドルから 1994 年には約 15.800 ドルに増加している。賃金を同額にした場合、不 均衡は非常に大きいものであった。すなわち、将 来世代の負債によって、新生児コホートの会計が 1992 年から 1994 年にかけて純賃金の約1年分で あったにもかかわらず、世代間不均衡は1992年の 純賃金64か月分から1996年の77か月分に増加 している。しかし、事実上、年金制度改革が問題 を解決したといえよう。世代間不均衡は総じて解消され、将来世代の会計は純賃金の11カ月分にまで縮小し、ドル換算の時系列によると、不均衡は1998年に最低水準になり、2001年までその水準が維持されている。しかし、翌2002年、保険料率の大幅な(合計値で2%)の引下げと予期せぬ給付の増加が、再度年金制度の長期持続性の不安定化要因になった。2003年までに、世代間不均衡は再び6,700ドルに増大し、その後の進展からみれば、年金制度の安定性はさらに損なわれたのである「9)。残念ながら、保険料率データの欠如により2004年以降の数値を示すことができていない。

周期的な制度変更は、おそらく短期的な政治的利益、資本獲得をめぐる税率引下げ等の国際的な税競争によるものであったと考えられる。図2は、年金給付の傾向を示しており、平均給付(本論では、すべての年金とその他の引退給付のカテゴリーによって定義される)は、対前年実質比として表されている。この図によると、ゼロ以下は年金給付額の減少を、そしてゼロ以上はその増加を示している。グラフにおけるプラスの傾きは、給付額の加



出所:Gál and Tarcali (2008, P.149)

図2 実質返金年金給付額(前年比:100)

速的な増大を意味し、グラフは明らかに総選挙サイクルを示している。選挙が行われる年ごとに、給付額は選挙の前年(1993年、1997年、2001年、2005年)よりも増加の加速度が高くなり、選挙年ごと(1994年、1998年、2002年、2006年、ただし2006年は例外)に、給付額の増加はさらに加速度を増して最高値に達している。つまり、選挙の翌年には明らかに給付額が減少しているのである。このサイクルの真の効果を明確にするためには、更なる調査が必要であろう。なぜならば、総選挙により成立した政府は、唯一2006年を除いて次回の選挙で政権を失っているからである。

端的に言えば、現在のハンガリー年金制度の主要な問題は、制度が短期的な政治的圧力に晒されていることである。この状況が、1998年の新年金制度導入によって多くの問題を伴いつつも再度安定した年金財政バランスに不均衡をもたらしたと考えられる。

さて、2004年にEU加盟を果たしたハンガリーの年金部門においては、第Ⅳ節で述べた政策協調を通じた影響のほかに、以下のような間接的影響もあった。

EU諸国では、公的年金を含む強制加入型社会保険は国家の責任の下で管理されているが、EUの調整が直接その国家管理を規制することはない。EUの調整は、国境を越えた自由な労働移動を保証し、EUに加盟する国家間の労働移動による企業コストがかからないことを確信させるものである。年金は、加盟国の社会保障制度の整合化措置を規定している「EU内を移動する就業者及びその家族に対する社会保障制度の適用に関する規則1408/71号とその施行規則574/72号」によって調整される。これらの規則により、EU加盟各国の年金制度に基づいて蓄積された年金受給資格が、就業者の居住国において合算及び請求可能であることが保証される。この規則は、個人の請求を管理するのみで、就業者の居住国に対して年金給付全体の

資金調達を強いるものではない。

就業者の年金請求と各加盟国の制度の合致は、 当人の保険料拠出期間がその請求先の国における 年金受給資格の最低基準年数に達しているか否か に基づく。もし基準に達していなければ、その就 業者は比例年金受給資格を有する。比例年金の計 算は以下の2段階の方法があり、第1段階では、 就業者が年金受給資格を得た、例えばA国の公的 年金給付算定式が、A国以外での保険料拠出期間 も含めて、保険料拠出の全期間をA国で居住した かのように適用される。第2段階では、第1段階 で確立した年金額に、個人の全保険料拠出期間に 対するA国での保険料拠出期間の比率を乗じた額 が算出される。この2段階の手順は、個人が年金 受給資格を得た各国で繰り返され、最後に比例年 金が合算される。

個人の保険料拠出期間が受給資格の最低基準年数を満たし、A国の独自年金の受給資格が得られれば、独自年金と比例年金の双方が計算され、より有利な年金の受給が可能である。引退年齢は国ごとに異なり、その相違から生じる潜在的な損失防止のため、個人請求の延期が可能である。

EU 規則 1408/71 号と 574/72 号の調整ルールは、ハンガリーの EU 加盟前に、年金当局により 導入される必要があったが、ドイツ、オーストリア 及びその他の新規加盟国のように同様の規則内容 を持つ EU 加盟国との二国間合意が成立していたので、EU 規則の導入がハンガリーにとって障害に なることはなかった。

しかしながら、長期的にみれば、EU内の自由な 労働移動が年金財政の不安定性をもたらすか、ま たは労働移動の最終的な実質的効果によって不安 定性が緩和されるかのいずれかであろう。ハンガ リーの賃金が旧 EU 加盟国よりもかなり低い限り、 ハンガリーは特に有能な労働力の輸出国になる。 ハンガリーの労働流出はルーマニア、ラトビア及び リトアニアといった他の新規 EU 加盟国より小規模 ではあるが、すでにいくつかのセクター及び地域に おいて部分的労働不足がもたらされている。移動 した労働者は移動先の国で保険料を支払うが、そ の労働者たちが不法な労働をするならば保険料は 全く支払われない。

労働移動の実質的効果は、ハンガリーの賃金が いかに速くヨーロッパの水準に近づくかに左右され る。大きい賃金格差が長期間続くならば、必要と されるかなりの保険料が組織的にハンガリー以外 の国に流れていくことになろう。また、移動した労 働者が移動先の国で不法に労働するならば、彼ら は老齢所得の保障がされない状態で年齢を重ね、 その労働能力を失った時点でハンガリーに戻るで あろう。対照的に、ヨーロッパ諸国に追いつく期間 がより短くなれば、現役労働者は移動先で高めた 技術とより良質なサービス、文化、公共サービス 及び組織文化の経験を伴ってハンガリーに戻るこ とになる。そして、彼らの帰国がヨーロッパ諸国に 追いつく期間を加速し、年齢を重ねて移動先の国 で得た年金受給資格を合算して年金を受給する時、 ハンガリーに需要をもたらすことが可能になるので ある。

#### **Ⅵ**. おわりに

社会主義体制崩壊後、欧州回帰を目指してEUとの加盟交渉を進め、その実現に至ったハンガリーではあるが、その年金制度改革は、世界銀行の積極的な政策関与と強力な支援の下に進められたものであり、移行初期におけるEUの影響は決して大きくなかった。しかし、新規加盟後、EUの年金政策分野における影響力は明らかに強まっている。第Ⅱ節から第V節で論じたように、本稿では、EU加盟実現後にハンガリーが歩んだ年金制度改革の経緯と現行制度の内容を踏まえつつ、同国の年金制度に及ぼすEUの直接的かつ間接的影響を、経済政策面と社会政策面から検証した。検証結果は

以下の4点である。第1に、EUでは、「年金の十分性」と「年金制度の維持可能性」のバランスをとりつつ、経済政策面と社会政策面の双方から、EU加盟国の年金制度に対する政策協調が行われている。第2に、ハンガリーは、混合型年金として積立型年金を導入する年金制度改革を1998年に実施している。第3に、EU加盟後のハンガリーは、EMU加盟を最優先課題としながら財政赤字縮小を目指しており、EUにおける経済政策及び社会政策両面から、現行制度の改革を求められている。そして、最後に、ハンガリー年金制度は、国内の政治的影響のほかに、自由な労働移動によるEUからの間接的な影響も受けている。

ハンガリーは、1998年に公的年金制度の一部として積立型年金を導入したという点で、EU 加盟国の中でも先進的な国である<sup>20)</sup>。ハンガリーの年金制度改革は、端的に言えば、賦課型を縮小するパラメーター改革と制度の根本原理の変革ともいえる積立型を導入するパラダイム改革が組み合わされた改革であるといえよう<sup>21)</sup>。しかし、そのハンガリーにおいてすらも、EU の年金戦略が基本原則に掲げる年金の「十分性」と「維持可能性」の両立を実現するために、今後も引き続き、容易ならざる政策的課題への対応を迫られている。年金改革が国民を交えて声高に叫ばれている現在の日本にとって、ハンガリーの経験とこれからの政策動向が今後も注目される所以はここにある。

#### (付記)

本稿の執筆に当たっては、第V節をガールが、それ以外の部分を佐藤が主に担当した。また、源河朝典教授(帝京大学経済学部)、西村可明教授(一橋大学前副学長)及び岩崎一郎准教授(一橋大学経済研究所)からは、本稿に対して貴重な示唆や助言を頂いた。この場を借りて謝意を表したい。

注

- 1) 「コペンハーゲン基準」とは、1993 年のコペンハーゲン欧州理事会で合意された以下の EU 加盟条件である。①政治基準(民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重・保護などを保障する政治的安定性)、②経済基準(市場経済への転換、競争力の保持)、③制度基準(EU 条約、規則、決定の総体である EU の法体系であるアキ・コミュノテール (Acquis Communautire)の受容)(田中(2006)、357 頁).
- 2) ハンガリー及び他中欧諸国の EU 新規加盟の経緯は、 岩崎・菅沼(2007)に詳しい。
- 3) EU 諸国の失業率は、1980 年代半ばに10%近くにまで上昇し、1990 年に7%台にまで下がったものの、1990 年代前半に11%台にまで上昇している。田中(2004)、170 頁、欧州委員会によるデータに基づく、
- 4) 「欧州雇用戦略」のガイドラインは、以下の4つの柱から成っている。それは、①雇用可能性(employability)の向上、②企業家精神(entrepreneurship)の発達、③企業及び被雇用者の適応可能(adaptability)の奨励、④男女雇用均等(equal opportunities)政策の強化である。このガイドラインに基づき、公開調整手法が展開される。なお、「欧州雇用戦略」は、2002年に見直し作業が行われ、2003年に完全就業、仕事の質と生産性の向上及び社会的包摂という、より明確な新雇用方針が採択されている。
- 5) 就業率(男女計)を2010年までに61%から70%へ、 女性の就業率を51%から60%にするという数値目標. しかし、中間目標が達成されなかったため、リスボン 戦略は2005年に改訂が行われ、新たなガイドライン が作成されている.
- 6) この手法は、従来は国家主権に属し、欧州レベルで の政策の統合が困難と思われていた分野においても、 一定の強調行動が可能であることを示し、この成功 をもって、リスボン欧州理事会以降「公開調整手法 (OMC)」と呼ばれるようになった、(伊藤(2004)、19頁.)
- 7) European Council (2000), para.37 を参照.
- 8) 年金の共通目標については、岩間(2006)、清水(2007) 及び濱口(2003)に詳細な内容や策定経緯が述べられている。なお、この共通目標は、2005年に改訂されたリスボン戦略において、3項目にまとめられているが、その内容に大きな違いはない。
- 9) 第3の柱である任意加入型個人積立年金は,1993年 に法制化され,翌1994年に導入されている.詳細に ついては、Matis (2008)を参照.
- 10) 引退年齢は、1998年に男性が60歳から61歳に、 2000年に62歳に引上げられ、女性は2年ごとに1歳 ずつ引上げられ、2009年に62歳になる.
- 11) スライド制に関しては、体制転換後の過度のインフレ により 1992 年から名目賃金スライド制が導入されて

- いる. その後, 1996 年から 1998 年は前年の賃金増加 スライド制になっている.
- 12) 混合型の選択者は、1999年8月末でに予想以上の 200万となり、2006年末には260万(全労働者360万) に達した(Simonovits(2008)、p.82).
- 13) 実際, ハンガリー政府は, 1998 年 1 月に世界銀行の 公的セクター構造調整ローン(Public Sector Adjustment Loan: PSAL)として 1 億 5 千万ドルを受け入れ, 制度 の移行コストに充当している。また, Ferge and Juhasz (2004) p.245 によると, 新制度導入による制度の移行 コストは、国家, 世銀のローン及び改革による年金給 付額の縮小によって資金が調達されている。
- 14) 世銀は、年金制度の貯蓄機能と再分配機能を分離し、 それら機能を強制加入型で異なる財政方式と管理の 下におくこと(税方式公的管理と積立型私的管理)、 そしてこれらを任意加入型私的年金で補足すること を推奨した(World Bank(1994, pp.238-239). これが世 銀型「三本柱の年金制度」である.
- 15) 以下の記述は、European Commission (2006a, 2007)、 European Council (2006, 2007, 2008)、Government of the Republic of Hungary (2005, 2006a, 2006b, 2006c, 2007)に、主として依拠している。
- 16) Simonovits(2008)及び Iwasaki and Sato(2008)は、問題 となる法律の修正について包括的な説明をしている。
- 17) 世代会計については、Auerbach (1991)を参照。
- 18) 年金保険料と年金には、年齢プロファイルがある。すなわち、平均30~40歳の人が支払う保険料と受取る年金の総額である。これら二つの年齢プロファイルが合算されれば、純年齢プロファイルが得られるのである。
- 19) 制度の不安定性については、Orbán (2005) を参照. Orbán は、制度の安定性を測定する別の方法を用いている.
- 20) EU 旧加盟国では、ドイツが、公的な賦課型年金の給 付と負担の抑制を補う目的で、2001年に任意加入型 の企業年金と個人年金を導入している。 フランスは、 公的な賦課型年金を維持するため、1999年に年金積 立基金を設置し,3階部分に相当する私的年金として, 個人退職貯蓄(積立)プランを導入している. イギリス では、2001年に、確定拠出型の私的年金が導入され、 これを重視する政策が促進された. スウェーデンは, 1999年に、年金制度体系及び財政方式の改革を実施 し、財政方式としては拠出建ての賦課型をとりつつ、 年金額算定方式として積立型を用いる「概念上の拠出 建て」(notional defined contribution: NDC)を導入して いる。スウェーデンは年金制度を根本的に改革し、ド イツ、フランス、イギリスは賦課型年金の改革を行い つつ、私的年金の促進政策を実施している(岩間 (2006)、119-129 頁を参照)、なお、移行諸国では、ハ

- ンガリーに続きポーランドが 1999 年に、その後ラトビアが 2001 年、エストニアが 2002 年、リトアニアが 2004 年、スロバキアが 2005 年に積立型年金を導入している。
- 21) Holzmann (2003), pp.8-9, の分類によると、パラメーター型は、任意加入型私的年金の拡大を伴う、収入の増大と支出の減少による賦課方式の縮小である。他方、パラダイム型は、年金制度の根本原理の改革であり、賦課方式の主要部分の改革及び強制加入型積立方式の導入である。岩間(2006)は、この分類に言及して、パラメーター型改革を、現行の年金制度内で保険料率・国庫負担割合、給付水準、スライド制等の各種パラメーターの改革、パラダイム型改革を現行制度の基本原理、財政方式、年金制度体系等の改革として用いている。Simonovits (2007)も、ハンガリーの年金改革についてこの分類に言及している。

## 参考文献

- 伊藤裕一(2004)「「開かれた政策協調手法」の発展とその 評価: EU 雇用政策分野における取組みを中心に」総 合政策学ワーキングペーパーシリーズ No.47.
- 岩城成幸(2007)「東方拡大と中·東欧経済」『拡大 EU:機構・ 政策・課題』総合調査報告書,国立国会図書館調査 及び立法考査局,77-93 頁.
- 岩崎一郎・佐藤嘉寿子(2006)「ハンガリー年金改革の政治 経済学一:強制加入型個人積立年金の導入をめぐっ て」『移行経済国の年金改革:中東欧・旧ソ連諸国の 経験と日本への教訓』(西村可明編著), ミネルヴァ書 房, 110-138 頁,
- 岩崎一郎・菅沼桂子(2007)「EUの東方拡大と直接投資」 『EUスタディーズ 2:経済統合』勁草書房, 147-179 頁.
- 岩間大和子(2006)「EU 諸国の少子高齢化に対応した年金 制度改革:その意義とわが国への示唆」『少子化・高 齢化とその対策』総合調査報告書,国立国会図書館調 査及び立法考査局,116-141頁.
- ガール, R.I.(2006)「成熟した年金制度の改革:ハンガリーの事例」『移行経済国の年金改革:中東欧・旧ソ連諸国の経験と日本への教訓』(西村可明編著), ミネルヴァ書房, 89-110 頁.
- 佐藤嘉寿子(2003)「ハンガリーにおける市場経済化と年金制度改革」『一橋論叢』第129巻第6号,91-107頁.
- 清水信広(2007)「雇用・労働問題と所得保障システム: EU の積極的労働市場政策と年金制度」『所得保障システムから考える日本の将来』全労災協会,126-150頁.
- 田中敏(2007)「社会政策-「欧州社会モデル」の変革-」『拡大 EU:機構・政策・課題』総合調査報告書,国立国会図書館調査及び立法考査局,190-206頁.
- 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 (2006) 『新版 現代ヨーロッパ経済』有斐閣.

- 田中友義・久保広正編 (2004) 『ヨーロッパ経済論』 ミネルヴァ書房.
- 濱口桂一郎(2003)「第7章 EUの社会保障の考え方」『現 代福祉国家の再構築シリーズ I:欧米 6 カ国におけ る年金制度改革の現状と課題』連合総合生活開発研 究所.
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Financing", NBER Working Paper 3589, National Bureau of Economic Research, Cambridge.
- Augusztinovics, Mária, Róbert I.Gál, Ágnes Matits, Levente Máté, András Simonovits, and János Stanhl (2002), "The Hungarian Pension System Before and After the 1998 Reform," in Elaine Fultz (ed.) Pension Reform in Central and Eastern Europe Volume 1 Restructuring with Privatization: Case Studies of Hungary and Poland, International Labor Organization(ILO), Budapest, pp. 25-93.
- Council of the European Union (2001), "Quality and viability of pensions Joint report on objectives and working methods in the area of pensions", 2001.11.23, doc. no.14098/01, SOC469 ECOFIN 334.
- European Commission (1997), "The 1998 Employment Guidelines, Council Resolution of 15 December 1997", Document Drawn up on the basis of Council document no 13200/97.
  - \(\lambda\)thtp://ec.europa.eu/employment\_social/employment\_strategy/98\_guidelines\_en.htm\(\rangle\)
- (2006a), Adequate and sustainable pensions -Synthesisreport 2006, Office for Official Publication of the European Communities, Luxembourg.
- (2006b), "Common objectives" \( \text{http://ec.europa.eu/employment\_social/spsi/common\_objectives\_en.htm} \)
- (2007) , Joint Report on Social Protection and Social Inclusion 2007, Office for Official Publication of the European Communities, Luxembourg, .
- European Council (2000), "Presidency Conclusions", \( \text{http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms\_Data/docs/} \) pressData/en/ec/00100-r1.en0.htm\( \)
- (2006), "COUCIL OPINION of 10 October 2006 on the adjusted convergence programme update of Hungary, 2005-2009", Official Jounal of European Union, C 260/1.
- (2007), "COUCIL OPINION of 27 February 2007 on the updated convergence programme of Hungary, 2006-2010", Official Jounal of European Union, C 71/07.
- (2008), "COUCIL OPINION of 12 February 2008 on the updated convergence programme of Hungary, 2007-

- 2011", Official Journal of European Union, C 49/06.
- Ferge, Zsusa and Gábor Juhász, (2004), "Accession and Social Policy: The case of Hungary", *Journal of European Social Policy*, Vol.14, No.3, pp. 223-251.
- Gál, Róbert I. (2006), "Reforming a mature pension system: The case of Hungary", in Kuboniwa, Masaaki. and Yoshiaki Nishimura (eds.), Economics of intergenerational equity in transition economies, Maruzen, Tokyo, pp.179-199.
- Gál, Róbert I., András Simonovits, and Géza Tarcali (2001), "Generational Accounting and Hungarian Pension Reform," The World Bank Social Protection Discussion Paper Series 0127, Washington. D.C.
- Gál, Róbert I. and Géza Tarcali, (2003), "Pension Reform and Intergenerational Redistribution in Hungary," *The Economic Review (Keizai Kenkyu)*, Vol. 54, No. 3, pp. 237-247.
- (2008), "Pension Reform and Intergenerational Rebistribution", in Gál, Róbert I., Iwasaki, Ichiro and Széman Zsuzsa eds., Assessing Intergenerational Equity: An Interdisciplinary Study of Aging and Pension Reform in Hungary, Akadémia Kiadó, Budapest, pp. 139-153.
- Government of the Republic of Hungary (2005), "National Strategy Report on Adequate and Sustainable Pensions", July 2005, Budapest.
- -(2006a), "Convergence Program of Hungary: 2005-2009", September 2006, Budapest.
- (2006b), "Convergence Program of Hungary: 2006-2010", September 2006, Budapest.
- (2007a), "National Strategy Report on Social Protection and Social Inclusion 2006-2008", Budapest.
- (2007b), "Convergence Program of Hungary: 2007-2011", November, 2007, Budapest.
- Holzmann, Robert, Mitchell Orenstein and Michal Rutkowski (2003), *Pension Reform in Europe: Process and Progress*, World Bank, Washington, D. C.
- Iwasaki, Ichiro and Kazuko Sato (2008), "Mandatory Pension Funds: The Second Pillar," in Gál, Róbert I.,

- Iwasaki, Ichiro and Széman Zsuzsa eds., Assessing Intergenerational Equity: An Interdisciplinary Study of Aging and Pension Reform in Hungary, Akadémia Kiadó, Budapest, pp. 87-110.
- Matis, Ágnes (2008), "Voluntary Pension Fund: The Third Pillar", in Gál, Róbert I., 'Ichiro Iwasaki and Széman Zsuzsa (eds.), Assessing Intergenerational Equity: An Interdisciplinary Study of Aging and Pension Reform in Hungary, Akadémia Kiadó, Budapest, pp.111-135.
- ONYF, Central Administration of National Pension Insurance (2007), *Statistical Yearbook* 2006, ONYF, Budapest.
- Orbán, Gábor and Dániel Palotai (2005), "The Sustainability of the Hungarian Pension System: A Reassessment," MNB Occasional papers 40, Hungarian National Bank, Budapest.
- Rocha, Robert and Dimitri Vittas (2002), "The Hungarian Pension Reform: A Preliminary Assessment", in Feldstein, Martin and Horst Siebert (eds.), Social Security Reform in Europe, Chicago, University of Chicago Press.
- SAPRI Hungarian National Committee (2001), "Socio-Economic Impact of Strectual Adjustment in Hungary", The Hungarian SAPRI Studies, Final Report, Budapest.
- Simonovits, András (2007), "Social Security Reform in The US: Lessons from Hungary", Acta Oeconomica, Vol. 57, No. 4, pp. 323-341.
- (2008), "The Pay-As-You-Go system and Permanent Reform: The First Pillar", in Gál, Róbert I., Ichiro Iwasaki and Széman Zsuzsa (eds.), Assessing Intergenerational Equity: An Interdisciplinary Study of Aging and Pension Reform in Hungary, Akadémia Kiadó, Budapest, pp. 72-86
- World Bank (1994), *Averting the Old Age Crisis*, A World Bank Policy Research Report, Washington.

(Róbert Iván Gál TÁRKI Social Research Centre) (さとう・かずこ 桜美林大学講師)